

# 公職選挙法施行規則の一部を改正する省令の概要

(平成22年総務省令第41号、平成22年4月1日公布)

## 1 改正理由

厚生労働省の組織改編により、不在者投票施設である国立保養所が廃止され、国立障害者リハビリテーションセンターの内部組織となることに伴い、公職選挙法施行令において、国立保養所の定義について、国立障害者リハビリテーションセンターの内部組織のうち、身体障害者であって重度の身体障害を有するもののリハビリテーションに関し、治療、訓練及び支援を行うこと並びに戦傷病者の保養を行うことをつかさどるものとして総務省令で定めるものと改正されたこと等を受け、公職選挙法施行規則について所要の規定の整備等を行うものである。

## 2 改正内容

### ①厚生労働省の組織改編による公職選挙法施行令の改正に伴う改正

国立保養所の定義について、国立障害者リハビリテーションセンターの内部組織のうち、身体障害者であって重度の身体障害を有するもののリハビリテーションに関し、治療、訓練及び支援を行うこと並びに戦傷病者の保養を行うことをつかさどるものとして総務省令で定めるものとして、厚生労働省組織規則で定める国立保養所を指すものとする旨規定する。

### ②選挙運動用自動車の給油伝票に関する改正

公費負担される選挙運動用自動車の燃料費について、誤請求防止のため、自動車のナンバーの記載された給油伝票の写しの添付を義務づけた（平成20年改正）ところ、現行の規定では、軽自動車等の自動車ナンバーが含まれない規定ぶりとなっていることから、解釈上の疑義を解消するため、軽自動車等の自動車ナンバーに関する規定を追加する。

### ③その他所要の規定の整理を行う。

## 3 施行期日

平成22年4月1日